

平成23年第3回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成23年9月5日 開会

平成23年9月12日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成22年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、認定第3号、平成22年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成22年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、認定第4号、平成22年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、平成22年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、認定第5号、平成22年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成22年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、意見書案第2号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは意見書案第2号の内容について、ご説明を申し上げます。

提出年月日は、23年9月12日となっております。提出者、賛同者については記載のとおりでございます。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出することとございまして、裏面に内容がございますので、朗読を持って説明に代えたいと思います。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として、大きな関心と期待が寄せられているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、引き続き経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生

プラン」に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進により、森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、先般の東日本大震災により、東北地方を中心に未曾有の大被害をもたらしたところであるが、その復旧・復興が必要であるため、以下の項目を実現するよう要望する。

1 といたしまして、東日本大震災の速やかな復興に向けて、被災した森林や木材加工施設等の早期復旧に加え、復興木材の供給に向けた被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化すること。

2、今後導入される地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策や木材利用促進を位置付けるなど、森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保による、森林経営対策を推進すること。

3、木伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、森林管理・環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、担い手育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進、森林整備経費の定額助成の導入など効率的施業の推進と所有者の負担軽減を推進すること。

4、低炭素社会の実現に着目した公共建築物や民間住宅・事務所等での地域材の利用を推進するとともに、新たなエネルギー政策の転換の検討に当たって、木質バイオマスエネルギーを最大限活用するなど国産材の利用拡大を推進すること。

5、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・延長により、川上・川下が一体となった森林・林業の再生に向けた取り組みを推進すること。

6、国民共有の財産である国有林については、一般会計により、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するというところでございます。

提出先については、衆参両院議長、内閣総理大臣、以下、記載のとおりでございます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ご訂正いただきたいのですけれども、議案名が、森林・林業・木材産業政策というふうになっていると思うのですけれども、施策に訂正願いたいと思います。議案のところが間違っているのです、意見書は正しいのですけれども、議案が政策になってるいかと思うので、施策に訂正願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣といたします。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、意見書案第3号、軽油引取税の課税免除措置など恒久化を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） 議長の指示がありましたので、意見書案第3号について説明を申し上げます。

新十津川町議会議長、長谷川秀樹様。提出者、賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。内容等につきましては、朗読を持って説明とさせていただきます。

農業など各産業分野の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）が、平成24年3月末に期限切れを迎え廃止される予定である。

経営規模が大きい北海道の農業は、トラクター等の大型農業機械を使用し、燃料として免税軽油を使っている。また、漁業の船舶や鉄道輸送などあらゆる産業分野で活用され、基幹産業の育成や地域経済の活性化に貢献してきた。

平成21年度において道内で活用された免税軽油の量は42万7千kℓにのぼり、免税額にして137億円に達し、このうち農業分野の使用量は17万3千kℓ、免税額で56億円、船舶関係では7万1千kℓ、免税額23億円、鉄（軌）道関係8万2千kℓ、免税額は26億円などとなっている。

他方、農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置の恒久化も求められている。農林漁業用A重油は、農業用ハウスの暖房や船舶などの燃料に幅広く使用され、本道の基幹産業である農林水産業の振興に大きく貢献している。

燃料価格が高止まり状態の中で、免税軽油制度や農林漁業用A重油に対する特例措置が廃止されると、農林水産業など幅広い分野で大きな経済的打撃を受けることになる。

このため、軽油引取税の課税免除措置及び農林漁業用A重油に対する特例措置の恒久化などについて下記事項を要望する。

記。1、軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）を恒久化すること。

2、農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特別措置を恒久化すること。

3、地球温暖化対策税については、農業者の負担が増えることのないよう万全の措置を講ずること。とくに、燃料への課税は、油種に関わらず負担増を回避すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成23年9月12日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号、軽油引取税の課税免除措置など恒久化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣といたします。

◎議員の派遣について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議員の派遣についてを、議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは議員研修の派遣承認について、ご説明申し上げます。

全国市町村国際文化研修所の主催であります研修内容については、市町村議会議員研修でございます。場所は滋賀県大津市で、日程は10月の17日から21日の5日間で、研修派遣議員は、長名實議員でございます。経費につきましては、概算で9万2千円です。以上、議員の派遣承認明細でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第121条の規定により、派遣要求のあったとおり、許可することに決定いたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、閉会中の委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第9項及び第109条の2の規定、また、新十津川町議会会議規則第73条の規定に基づき、申し出がございましたので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたします。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

したがって、平成23年第3回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

（午後2時18分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員